

## 松江市水道給水条例の一部を改正する条例

松江市水道給水条例（平成 17 年松江市条例第 359 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																																				
(料金)	(料金)																																				
第 23 条 略	第 23 条 略																																				
(1) 基本料金(1 月、メーター1 個につき)	(1) 基本料金(1 月、メーター1 個につき)																																				
<table border="1"><thead><tr><th>メーターの口径</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>13 ミリメートル</td><td><u>1,100 円</u></td></tr><tr><td>20 ミリメートル</td><td><u>1,900 円</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	メーターの口径	金額	13 ミリメートル	<u>1,100 円</u>	20 ミリメートル	<u>1,900 円</u>	略		<table border="1"><thead><tr><th>メーターの口径</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>13 ミリメートル</td><td><u>800 円</u></td></tr><tr><td>20 ミリメートル</td><td><u>1,400 円</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	メーターの口径	金額	13 ミリメートル	<u>800 円</u>	20 ミリメートル	<u>1,400 円</u>	略																					
メーターの口径	金額																																				
13 ミリメートル	<u>1,100 円</u>																																				
20 ミリメートル	<u>1,900 円</u>																																				
略																																					
メーターの口径	金額																																				
13 ミリメートル	<u>800 円</u>																																				
20 ミリメートル	<u>1,400 円</u>																																				
略																																					
(2) 給水料金(1 月、使用水量 1 立方メートルにつき)	(2) 給水料金(1 月、使用水量 1 立方メートルにつき)																																				
<table border="1"><thead><tr><th>使用水量</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>10 立方メートルまでの分</td><td><u>90 円</u></td></tr><tr><td>10 立方メートルを超える分</td><td><u>207 円</u></td></tr><tr><td>20 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>20 立方メートルを超える分</td><td><u>246 円</u></td></tr><tr><td>40 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>40 立方メートルを超える分</td><td><u>279 円</u></td></tr><tr><td>60 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>60 立方メートルを超える分</td><td><u>308 円</u></td></tr></tbody></table>	使用水量	金額	10 立方メートルまでの分	<u>90 円</u>	10 立方メートルを超える分	<u>207 円</u>	20 立方メートルまでの分		20 立方メートルを超える分	<u>246 円</u>	40 立方メートルまでの分		40 立方メートルを超える分	<u>279 円</u>	60 立方メートルまでの分		60 立方メートルを超える分	<u>308 円</u>	<table border="1"><thead><tr><th>使用水量</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>10 立方メートルまでの分</td><td><u>67 円</u></td></tr><tr><td>10 立方メートルを超える分</td><td><u>180 円</u></td></tr><tr><td>20 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>20 立方メートルを超える分</td><td><u>190 円</u></td></tr><tr><td>40 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>40 立方メートルを超える分</td><td><u>200 円</u></td></tr><tr><td>60 立方メートルまでの分</td><td></td></tr><tr><td>60 立方メートルを超える分</td><td><u>240 円</u></td></tr></tbody></table>	使用水量	金額	10 立方メートルまでの分	<u>67 円</u>	10 立方メートルを超える分	<u>180 円</u>	20 立方メートルまでの分		20 立方メートルを超える分	<u>190 円</u>	40 立方メートルまでの分		40 立方メートルを超える分	<u>200 円</u>	60 立方メートルまでの分		60 立方メートルを超える分	<u>240 円</u>
使用水量	金額																																				
10 立方メートルまでの分	<u>90 円</u>																																				
10 立方メートルを超える分	<u>207 円</u>																																				
20 立方メートルまでの分																																					
20 立方メートルを超える分	<u>246 円</u>																																				
40 立方メートルまでの分																																					
40 立方メートルを超える分	<u>279 円</u>																																				
60 立方メートルまでの分																																					
60 立方メートルを超える分	<u>308 円</u>																																				
使用水量	金額																																				
10 立方メートルまでの分	<u>67 円</u>																																				
10 立方メートルを超える分	<u>180 円</u>																																				
20 立方メートルまでの分																																					
20 立方メートルを超える分	<u>190 円</u>																																				
40 立方メートルまでの分																																					
40 立方メートルを超える分	<u>200 円</u>																																				
60 立方メートルまでの分																																					
60 立方メートルを超える分	<u>240 円</u>																																				
(3) 略	(3) 略																																				

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している使用についての施行日以後最初のメーターの点検により算定する料金は、改正後の第 23 条の規定にかかわらず、

なお従前の例による。